

第 34 回 沖縄振興審議会に際しての補足意見

沖縄大学 島村 聡

資料 2-3 5 ページ 中小企業・雇用関連

総合部会専門委員会（第 13 回）でご紹介した「ジョブサポーター」は職場定着率を引き上げ、中小零細企業比率が最も多いにも関わらず障害者の雇用率を全国トップクラスに引き上げた要因となっているが、それに加え、就労移行支援事業所と企業とのマッチングが進んでいることも大きい。このノウハウを障害者以外に広げることで、新卒者や障害はないが就職に不安を抱えた若者の就職ミスマッチの防止と職場定着率の向上につなげて欲しい。公労使一体型のグッドジョブセンターとパーソナルサポートセンターを生みだしてきた沖縄県としてさらに強固な支援体制の構築が可能だと考える。

資料 2-3 6 ページ 教育・人材育成関連

総合部会専門委員会（第 13 回）で触れた「チーム学校」と「スクール・ソーシャルワーカー」（以下、SSW）について、好例をご紹介したい。うるま市では、教育長のリーダーシップの下、各学校長に対する指導部指導主事の訴求力、SSW の各生徒に対する個別支援力、福祉の情報も含めそれらを取り纏める教育支援センターの情報集約力が発揮された結果、各小中学校が支援を要する家庭に対して積極的に関わるようになってきている。また、学校で対応が困難な生徒に関しては内閣府事業の拠点型居場所にて対応するスキームが明確になりつつある。また、南風原町では、作業療法を取り入れ、対応が困難な生徒を含む学級全体を見た教室環境を改善することで教員の意欲向上を図る取り組みが始まっている。

資料 2-3 8 ページ 福祉・医療関連

子どもの貧困対策＝子育て支援は、医療（妊娠期～）・保健（出産前、乳児期～）・福祉（乳児期・幼児期～）・教育（学齢期・青年期）・労働（成人期）とライフサイクルを切れ目なくカバーするものでなければならない。しかもこの過程を生まれてくる子ども全員が踏めるようにして（ポピュレーションアプローチ）こそ予防的意義がある。しかし、現実には母子保健と学校保健、産科医と小児科医、母子保健と子育て支援、福祉と教育といった切れ目が生じチーム連携が希薄である。これらを解決するための子育て世代包括支援センターの設置が十分でなく、困難な状況にある児童の対応を協議する要保護児童対策地域協議会が個別支援の組み立てまで調整ができない中、ソーシャルワーク視点をしっかり持った寄り添い型の支援を担う支援者の位置づけを明確にすることが急務である。

各市町村には自分の地域の子どもたちは自分たちで守っていくという強い姿勢が求められている。そのために縦割りの壁を取り払い、情報を共有し、他分野のアイデアを活かすことで解決策を模索するべきであって、決して屋上屋となる仕組みはつくらず、この 4 年間で構築してきた現システムの充実・改善よる柔軟な対応と人材の強化という方向性で施策を進めていただきたい。これらを踏まえて次ページに目指すべき姿を示した。

現行システムの課題

	妊娠期	→	乳児期	→	幼児期	→	学齢期 (小中学校)	→	学齢期 (高等学校)	→	成人期
主な課題	出産前不安		育児不安		保育不安		学習・対人不安		学習・進路不安		不安定就労
代表施策	子育て世代包括支援センター 拠点型居場所 家児・教委相談 スクール・ソーシャルワーカー グッドジョブセンター										
現状	未設置市町村多数・市町村格差大・要保護児童対策地域協議会の機能不全・一貫したソーシャルワーク視点の欠如・各施策間の連動不足										

目指すべきシステム (全世代型の寄り添い支援の仕組み)



	妊娠期	→	乳児期	→	幼児期	→	学齢期 (小中学校)	→	学齢期 (高等学校)	→	成人期
主な課題	出産前不安		育児不安		保育不安		学習・対人不安		学習・進路不安		不安定就労
代表施策	子育て世代包括支援センター 拠点型居場所 家児・教委相談 スクール・ソーシャルワーカー グッドジョブセンター+就労支援事業										
達成基準	(全市町村で機能) (全市町村に設置) (全中学校に SSW が常駐し家児教委と一体的運用) (若年期の支援や他分野支援と連動)										
目指す姿	すべての市町村で妊娠期からのポピュレーションアプローチが出来ていて、必要な人が産後不安に対応した居場所に繋がっている	すべての市町村で困難な子どもを受け入れる場があり、地域の他の居場所の支援、自治会、学童保育、保育所、学校と連携出来る	すべての中学校に常勤の SSW がおり、小学校を巡回。各校で作業療法を活かした教室環境づくり等創意工夫があり、県委託の圏域スーパーバイザーが SSW の支援と圏域市町村の体制づくりをフォローし、要対協の機能を向上させている	障害者就労支援事業所の参入を得て、障害者、生活困窮者、母子という枠を越えて、高校生を含む若年者の体験を通じた職業観が培われ、就労に繋がる仕組みが出来ている							
	要保護児童対策地域協議会が、中学校区ごとに開催され、子どもや家庭の個別ニーズをソーシャルワーク視点で捉え、適切な支援に繋がり、住民や地元企業の協力を得た地域資源の開発に寄与している										